



「表現の自由」を 真っ向から否定する暴挙

— あきる野市中央公民館の「取扱基準」問題 —

元和光大学非常勤講師
とむろ こうじ
戸室 幸治

「くらしと福祉をよくするあきる野市民の会」の会報『やまぼうし』は二〇〇〇年一〇月同会発足以来一五年間、一〇〇〇部を発行し、その中四〇部を、中央公民館に配架し、市民に読んでもらっていました。それが昨年二〇一五年一月、中央公民館に置きなくなりました。その理由は、一月三〇日に行われたスポーツ公民館担当課長との交渉で明らかになります。配架拒否の理由は、一月二〇日に生涯学習担当部長が決定した「あきる野市中央公民館におけるポスター・チラシ等の取扱基準」であるとされました。その内容は以下のとおりです。

あきる野市中央公民館における ポスター・チラシ等の取扱基準

1 目的

市民の生涯学習を推進するため、中央公民館において各種機関、団体のポスターやチラシ、パンフレット等（以下「ポスター等」という。）を掲示、配架するにあたり、必要な事項を定める。

2 掲示及び配架できるポスター等

掲示、配架できるポスター等は、市及び市教育委員会のほか、下記の機関、団体が

発行したものとす。

- (1) 官公署等公の機関
- (2) 保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学及び教育関係機関

(3) あきる野市社会教育関係団体

(4) 市または市教育委員会が共催または後援する事業の実施団体

(5) その他、市教育委員会が特に必要と認めた団体（町内会・自治会、PTA、青少年健全育成地区委員会、社会福祉協議会、公益社団法人、公益財団法人等）

ただし、上記(1)から(5)の団体であっても、内容について教育委員会が不適切とみとめるものは、掲示、配架することはできない。

3 ポスター等の掲示・配架期間

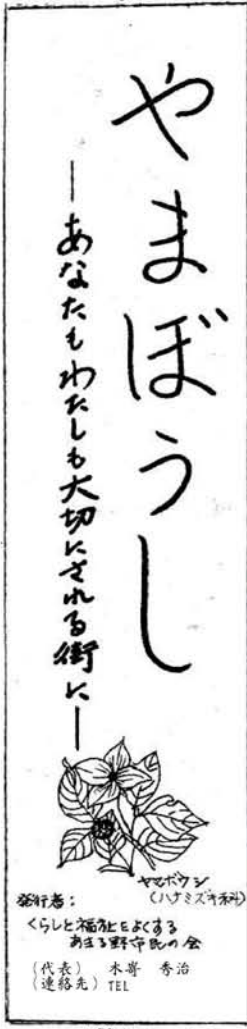
(1) 受付・展示等期日の指定の有るものについては、その期日までの概ね2ヶ月以内とする。

(2) 期日の指定の無いものについては、掲示後概ね2ヶ月以内とする。

4 その他の事項

(1) 掲示等の依頼については、公民館事務室で受付をする。

(2) 依頼のあったポスター等は、期間終了後、原則発行団体が回収するもの



とする。

(3) 期間終了後、一週間を経過しても回収されない場合は、公民館で処分する。

(4) 掲示等により発生する事項については、公民館は責任を負わない。

「取扱基準」については、撤回を求めて、数度、課長及び部長交渉を行い、二〇一六年三月、同六月議会でも、取り上げられ、五月二四日には「要望書」も提出されていますが、現在のところ(六月一四日)市教育委員会は撤回に応じていません。

この基準の理不尽さは、対象範囲を「2」の(1)から(5)までの団体に制限し、更に「ただし書き」で、教育委員会が不適切と認められる内容については、掲示、配架することができない、としていることです。中央公民館における、掲示及び配架についての判断

を一切教育委員会がするという行為、同公民館の該当部分の使用内容について、市民の表現活動の生殺与奪を一〇〇パーセント握ることについて、全く問題と感じない市及び市教育委員会の認識不足に恐ろしさを、多くの人は感じると思われます。

そこで、この文章は、現在の自治体をめぐる法制度を踏まえた一般常識に沿いながら、この「基準」の不当性を明らかにすることを目的とするものです。以下、六つの問題点に分けて整理してみます。

問題点1
この「取扱基準」は憲法、教育基本法、社会教育法に違反する

まず、憲法では、
「第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひ

としく教育を受ける権利を有する。」

となっており、教育を受ける権利、学習権を保障しています。更に、
「第二一条 (集会、結社及び)言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」

2 検閲は、これをしてはならない。
(通信の秘密は、これを侵してはならない。)

「表現の自由」は、「表現する(側の)自由」と「表現を受け取る(側の)自由」を表裏一体のものとして理解しなければならぬとの考え方が定着しています。また、「国民は、多様な思想や感情を受け取ることを、公権力によって妨げられない。」

(『新法律学事典』有斐閣)との考え方も一般的です。更に、「検閲」とは、出版・放送などによる表現活動に対して、その内容を公の権力が審査し、必要と認めればその発表を禁止する行為『最新図書館用語大辞典』(柏書房)、とされます。ポイント
は、公権力が表現活動を規制すること、です。以上明確に、この「基準」は憲法のこれらの内容を真つ向から否定し、検閲に当たるといえます。

次に、教育基本法と社会教育法ではどうでしょうか。教育基本法は

「第二二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」

となっており、第一項の「社会において行われる教育」とは、社会に生起する課題について、社会教育の課題として積極的に受け止めて、学んでいきましょう、と理解できます。第二項の規定は、戦前の「団体主義」から、戦後の「施設主義」への転換を意味しています。また、

「第一四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」

となつています。公民とは、「国政に参与する地位における国民、市民。」（『広辞苑』）のことです。

社会教育法は

「第一条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。」

となっており、教育基本法との関係を明示（憲法、教育基本法、社会教育法との関連での理解の必要性）しています。また、

「第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。」

となっており、国・自治体の社会教育の環境醸成責務を明示しています。更に、自治体と社会教育関係団体との関係を

「第二二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」

とも規定しています。

以上の法体系の条文から言える結論としては、市及び教育委員会は、社会教育を奨励し、社会教育の振興に努めなければならない。政治教育では政治的教養を尊重しなればならず、社会教育の奨励のため環境醸成に努めなければならないこととなります。そして、今回の行為は、社会教育関係団体

への不当な統制的支配であり事業への干渉そのものであるということとなります。

従つて、今回の「取扱基準」は、本来の市教育委員会のなすべき方向と全く逆方向を向いており、「検閲」ともいえる行為です。

問題点2

社会教育法第二三条の解釈は、誤りである

この「基準」の法的根拠について、市教育委員会は、社会教育法第三二条であると、繰り返し強弁しています。社会教育法は

「第二三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用してその他営利事業を援助すること

- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。」

となつています。「基準」の根拠とした、この条文は、教育機関としての公民館の禁



あきる野市中央公民館(あきる野市HPより)

止事項（A営利的行為の禁止、B政治的中立性の確保、C宗教的中立性の確保）を定めています。しかし、市民の禁止を定めていません。主語が、「公民館は」ですから誰に対しての禁止事項か明確です。

しかも、教育長の詭弁がここで出てきます。教育長は、この条文の「公民館は」は、「公民館全体でやる事業は」と理解してくれと、議会答弁をしています。同法は

「第四〇条 公民館が第二三条の規定に違

反する行為を行ったときは、（市町村の設置する公民館にあつては）市町村の教育委員会、（法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会）は、その事業又は行為の停止を命ずることが出来る。」

と、なっています。従ってこの四〇条の条文における「その事業」とは、「公民館の事業」となります。これを、教育長の答弁のように解釈すると、「公民館全体でやる事業の事業」となり、全く意味不明の条文になってしまいます。

ところで、法律の条文で主語は極めて重要です。例えば、地方自治法の

「第十四条 普通地方公共団体は、（法令に違反しない限りにおいて）第二條第二項の事務に関し、（条例を制定することが出来る。」

同法

「第五条 普通地方公共団体の長は、（法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、）規則を制定することが出来る。」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律は

「第五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則

を制定することが出来る。」

とそれぞれなっています。条例と規則を制定する主語（主体）の違い、そして、規則の「その権限に属する事務」の対象範囲の違いが重要です。

問題点3

この「取扱基準」の例規文書としての疑義

この「基準」の文書としての性格を考えよう。例規文書の種類について、例えば、「町田市文書管理規程」では次のようになっています。

(1) 法規文書

ア：条例 地方自治法第一四条の規定に基づいて定めるものをいう。

イ：規則 地方自治法第十五条の規定に基づいて定めるものをいう。

(2) 令達文書

ア：規程 市長が職務上の基本的事項等について所属の機関又は職員に対し命令する訓令のうち、規程形式をとるものをいう。

イ：通達 市長が法令解釈、運用方針、職

務運営上の細目的事項について
通達するものをいう。

ウ：依命通達 副市長、部長等が市長の命
を受けた特定事項について、自
己の名で発する通達をいう。

(3) 公示文書

ア：告示 行政処分又は重要な事項につい
て市民に公示するものをいう。
イ：公告 一定の事項を広く市民に知らせ
るものをいう。

(4) 内規文書

ア：要綱 市長が定める規程形式をとる内
規文書で、行政指導、事業の実
施、補助金の交付、懇談会等の
設置等について定めるものをい
う。
イ：要領 市長が定める規程形式をとる内
規文書で、要綱の施行細目、事
務の取扱い等について定めるも
ののほか、基準、指針等をいう。

条例については、地方自治法第一四条第
二項で次のように定められています。

「**第一四条** 二 普通地方公共団体は、義
務を課し、又は権利を制限するには、
法令に特別の定めがある場合を除くほ

か、条例によらなければならない。」

市として一番重要な例規文書は条例です。
ところが、この「基準」について、市教育
委員会は、「**内規**」であると言っています。
内規とは、「行政機関内部の規程で、主と
して事務処理の基準、手続等について定め
るものをいう。本来外部に公表すべきもの
ではなく、住民の権利・自由を制限し又は
規制するような性格を持たない軽易なもの
であることをその特色とする。」（『新自
治用語辞典（改訂版）』ぎょうせい二〇一
二）と定義されています。従って、このよ
うな法的性格を持つ内規によって、住民、
利用者を規制することが不適切です。この
間、この「基準」の問題に対して、「軽微
な問題」と繰り返し発言し、内規での対応
でも可能と判断する市教育委員会の認識に
基本的な誤りがあります。

問題点4

「**取扱基準**」制定過程において
問われる公平性・透明性

法規文書は、一般的に、制定する際、法
制担当（政府で言えば、「内閣法制局」に
当たる組織・担当者）に事前審査を受けま
す。しかも、その際、例規制定の原則
（「町田市文書管理規程」より）、といっ

たものについて留意します。その内容は以
下のようなものですが、このいずれにも、
抵触します。①憲法その他の法に適合する
ものであるか。②地方自治の本旨に基づい
て、法令を解釈し、運用しているか。③公
権力の行使が適正かつ公平であるか。④法
形式等の選択が正しいか。⑤市民のだれも
が容易に理解できるものであるか。

現在は、行政手続きの立案・実施の過程
について住民がきちんと参加できることが
求められるようになってきています。本市
においても、あきる野市行政手続き条例を
制定しています。その第一条は「あきる野
市の行政運営における公正の確保と透明性
の向上を図り、もってあきる野市民の権利
利益の保護に資することを目的とする。」
とあります。しかも、わざわざ「透明性」
について「行政上の意思決定について、そ
の内容及び過程が市民にとって明らかであ
ることをいう」とカッコ書きで明記してい
ます。

従って、この「基準」の制定過程は、以
上の観点から見ても、ずさん極まりないと
言わざるを得ません。

情報公開請求で五月九日に示された資料
（「起案用紙」のコピー）によると、基準
の起案、審議、審査、協議、決定、施行の
全てが一二月二〇日のわずかに一日で行われ

ています。この過程において、総務部における法令審査も行われていません。さらに、『やまぼうし』は一月五日からこの「基準」が適用され配架できなくなっています。法的根拠も曖昧なこの「基準」すらも決定されていない時期に、これを唯一の根拠として、教育委員会が一方的な行政行為によって、市民の権利を規制・制限したことは絶対に認められません。

問題点5

自治体サービスを等しく受ける権利及び教育機関としての公民館の本来の姿についての認識不足

※以下は、木佐茂男ほか著『自治体法務入門』
第四版を参考にしました

私たち一人ひとりには、自治体のサービス提供を等しく受ける権利を持っています。地方自治法は

「第一〇条 二 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」としています。

その具体例として、公の施設の利用権を持っています。同法は地方自治法（公の施設）

「第二四四条 第一項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

第二項 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。第三項 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」

となつています。道路、公園、公営住宅、水道、公民館、図書館等はみな公の施設ですし、正当な理由がなく利用を拒んではならず、不当な差別的取り扱いを禁止していません。

ここまでは、一般論です。その上で、公民館の運営には、以下の正しい認識、理解が求められます。まず、その権限に属する事務を一般行政から独立させ教育行政を担う主体として教育委員会制度の意義についてどう考えるか（前述の、「その権限に属する事務」の対象範囲を明確に区別している点をどう考えるか）です。

その上で、公民館の設置及び運営について考えてみます。社会教育法は

「第二四四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。」

となつています。そして、公民館が、教育機関であることの積極的な意味を考えてみましょう。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教法）は

「第三〇条 「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研究、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。」

となつています。ここで言う「教育機関」とは

「法三〇条の教育機関とは、教育、学術、および文化（以下「教育」という。）に関する事業または教育に関する専門的、技術的事項の研究もしくは、教育関係職員の研究、保健、福利、厚生等の教育と密接な関連のある事業を行うことを目的とし、専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下にみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関である。」

(一九五七年六月初等中等教育局長回答)

とされています。自律性を持たせるために「公の施設」一般とは別の積極的な意味で「教育機関」を用意しています。そして、教育機関の管理について、地方教法は

「第三三条 第一項 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。……………」

としています。

従って、公民館は、当然教育機関であり、
A 社会教育法第二四条は公民館の設置及び管理に関する事項のみを条例で定め、

B 管理運営の基本的事項のみを教育委員会が教育委員会規則で定める、

C 基本的事項以外の一般的な管理運営は教育機関である公民館が自律的に行えなければならないということになります。(なお、図書館法第一〇条、博物館法第一八条は、それぞれ「設置に関する事項は」、「条例で定められなければならない」となっており、「この考え方がより明確です。)

このような積極的な考え方が、どこまで理解されていたか、いるかが、鋭く問われなければならないのです。これらの基本的考え方の認識不足の結果として、教育機関としての条件を満たす姿勢が乏しくなってくることとなります。

なぜこう考えるかの理由は以下のとおりです。社会教育法は

「第二七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。
 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。」

となっております。館長は必置規定です。ところが館長は所属職員を監督するわけですから、管理職すなわち課長以上でなければなりません。しかし、あきる野市では、公民館の本来の使命を発揮できるように職員体制が整備されていないということが明らかです。公民館長はスポーツ公民館担当課長(スポーツ推進係、公民館係)です。しかも、公民館自体では、係長がトップで、係長を含め専任の正規職員は四名、再任用二名、嘱託二名、指定管理者の職員という複雑な職員構成です。公民館に専門職員が何人配置され、長期間勤務している職員はいなか。研修(社会教育法第二八条の二)はどの程度実施されているか、も課題とな

ります。今回の「基準」作成の背景に、あきる野市中央公民館の脆弱で、社会教育法の規定を充たさない職員体制があることが明らかです。

問題点6

住民と自治体との関係についての

転倒した認識

※以下も、前記の『自治体法務入門』を参考にしました

全国どこの自治体でも、四月一日、新入職員の入庁式で、新入職員の代表者が、宣誓書を、読み上げます。その内容は、決まっております。その文面は、次のとおりです。宣誓書は「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ公平に責務を遂行することを誓います。」というものです。この根拠は、

「(地方自治法) 第三一条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」

と定められているからです。あきる野市でも、「あきる野市職員のサービスの宣誓に関する

る条例」が定められています。入庁式は、新入職員の代表が市長の前で読み上げて誓っているような形式をとりますが、重要なことは、「住民に向かって誓っている」ということです。

その上で、より根本的には、住民と自治体との関係を再確認しなければなりません。それは次の通りです。自治体は、住民の信託に基づいて活動し、住民がその福利を享受する（住民の基本的人権が保障されるべきものだ、ということ）です。信託とは、委託者（住民）が受託者（自治体）を「信頼」して、あることを委託し、受託者も「信頼」に応える形で誠実に受託事務を



行することを表します。自治体において、住民は単にサービスの受け手ではありません。そのサービスのあり方（水準・内容）を民主的な手続を経て決めることができる主権者なのです。そして、自治体は、住民の人権や権利を保障することに、その存在理由（自治体の公共性）があるということになります。したがって、自治体は、その権限を適切・妥当に用いて、住民の人権や権利を保障するように活動しなければならないのです。

最後に、この間、この「基準」問題について、交渉でも、議会でも、市教育委員会による説明は、合理性のある、法制度を踏まえたもの、とはとても言えるものではありませんでした。市教育委員会の説明には、我々の言ったことを一切理解しようとしないう姿勢が表れています。それができる理由は、「自治体職員と住民との関係、自治体と職員との関係に対して全く正反対の理解」しかできていないからです。従って、一方的に押しつけることしか考えていないのです。これを前提に、自分たちは、正しいと考えているからです。

この文章では、「法制度を踏まえた一般常識に沿いながら」の説明に終始してきました。その理由を考えてみます。憲法は「第一二条 この憲法が国民に保障する自

由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」と規定しています。我々に認められている諸権利は、一人一人が「不断の努力で保持」しなければ、憲法は、一片の紙切れでしかない、とする趣旨を再確認しましょう。さらに言えば、あきる野市の誇りとされる、五日市憲法草案は一三五年前にできています。当時のこの地の若者は、その後のこの国のあり方を構想しました。今日、問われているのは、「民主主義ってなんだ」であり、「良識ある公民として必要な政治的教養」を如何に身に付けていくかであり、「自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境」の醸成をつくり上げていくこと、であります。

当面、九月二五日（日）二時～四時、荒井文昭先生（首都大学東京教授、教育行政学専攻、多摩住民自治研究所副理事長）の講演会の開催を予定しています。この時期に「基準」問題についての節目を迎えると思われれます。その後、本来の公民館のあり方を学び合い、このまちにふさわしい市民本位の公民館づくりへの息の長い運動を展開していけるかが、待ち受ける課題となると思われれます。

（了）

深い悲しみと怒り 限界を超えた

—6万5千人の県民大会



炎天下の中集う県民たち

わくた ひろし
湧田 廣

沖縄住民と自治研究会 (世話人事務局)

被害者を追悼し 海兵隊の撤退をもとめる

六月一九日午後二時、灼熱の太陽の下「元海兵隊による残虐な蛮行を糾弾！被害者を追悼し、沖縄から海兵隊の撤退を求める県民大会」が那覇市の奥武山陸上競技場を主会場に開催され、六万五千人の県民が参加しました。

炎天下の中で小さい子どもを連れた家族や、戦後の苦難を生きてきたお年寄り、特に被害者と同年代の若い人たちの姿も多く見られました。繰り返される米軍犯罪によって県民の命と尊厳が奪われ、人権を踏みにじられてきた「怒りと悲しみは限界を超えた」煮えたぎる思いと深い追悼の念に満ちた会場のうねりは、二度と犠牲者を出さない決意と抗議の声を日米両政府に突き付ける大会となりました。大会では、「二〇歳の未来ある女性の命が奪われた。これは米軍基地があるがゆえの事件であり、断じて許されるものではない」「日米両政府は、事件・事故が起きるたびに、『綱紀粛正』『再発防止』



掲げられる「怒りは限界を超えた」スローガン

を徹底すると釈明してきたが、実行されたためしはない。このような犯罪などを防止するには、もはや『基地をなくすべし』との県民の怒りの声はおさまらない、県民の人権といのちを守るためには、米軍基地の大幅な整理・縮小、なかでも海兵隊の撤退は急務です。

このため、次のことを強く日米両政府に求める大会決議を採択しました。

1 日米両政府は、遺族及び県民に対し改めて謝罪し完全な補償を行うこと。

2 在沖米海兵隊の撤退及び米軍基地の大幅な整理・縮小、県内移設によらない普天間飛行場の閉鎖・撤去を行うこと。

3 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

また奇しくもこの日は父の日。被害者の父親がメッセージを寄せ、「なぜ娘なのか、なぜ殺されなければならなかったのか。：被害者の無念は、計り知れない悲しみ、苦しみ、怒りとなっていくのです。：次の被害者を出さないためにも全基地撤去、辺野古基地建設に反対、県民が一つになれば可能だと思っています」と読み上げられました。

大会では翁長雄志知事もあいさつし、「先日被害者が遺棄された場所に花を手

向け、手を合わせてきた。『あなたを守ってあげることができなくてごめんさい』という言葉が出てきた。：安倍首相は日米地位協定に言及せず辺野古が唯一の解決策であると言っている。：私たちは心一つにして、強い意志と誇りを持ってこの壁を突き崩して行かなければならない」として不退転の決意を表明しました。

「ぐすーよ、まきてえーないびらんどー（みなさん負けてはいけません）：ちばらなやーさい（頑張っていきましょう）」と呼びかけました。

沖縄県議選挙で 翁長県政与党が躍進

翁長県政の「中間評価」ともいわれた沖縄県議会議員選挙が六月五日投票票され、県政与党の「オール沖縄」勢力が定数四八議席のうち二七議席に躍進。あらためて県民の民意が新基地建設反対を示す結果となりました。

「オール沖縄」で翁長知事を支える立場の候補が四増となり、県議会で安定多数となったことは、県民をないがしろに

辺野古新基地建設をおしつける安倍政権と自民党その補完勢力に大きな審判を下したことになりました。

安倍政権・自民党本部が県議選を前に早くからテレビコマーションを流すなどで二人を困らせたにも関わらず、「県政奪還」をめざした自民党は一人と野党無所属一人の少数野党にとどまりました。翁長知事は「二六議席以上は大勝利」と述べ、「新基地を許さない」という県民の誇りと自信と勇気が伝わった」と話し

湧田 廣(わくた ひろし)

1948年生。73年、那覇市役所職員。主に福祉部・環境部の業務を担当。那覇市職員労働組合書記長2期。2008年市役所定年退職。医療生活協同組合理事2年。現在、沖縄住民と自治研究会(世話人事務局)。



た（沖縄タイムス）。
 今回の県議選挙は、沖縄の未来を左右する歴史的な選挙戦になりました。



「海兵隊は撤退を」のメッセージ

勝敗の要因は

- 1 翁長県政を支える県政与党の過半数を維持するために「オール沖縄」の立場で選挙戦を闘うことを知事自ら表明し、与党勢力全体の支援を呼びかけたこと。
- 2 「辺野古に新基地をつくらせない」という民意を政府にはっきりとめすこと。
- 3 元海兵隊員の米軍属の起こした事件について、日米両政府の謝罪と地位協定の改定を求めたことに対する安倍政権の対応に批判が高まったこと。
- 4 自民党とその補完勢力は、新基地問題を含め、事件に触れずだんまりを通して、もっぱら経済振興策に徹したことが「逆風」となったこと。

があげられます。

県議選の勝敗を決定づけたのは、安倍

政権に対する「辺野古新基地ノー」の民意を示すことに加え、うるま市で発生した二〇歳の女性に対する元米海兵隊の軍属による蛮行に対する怒りが県民世論を大きく突き動かしたことです。五月一九日元海兵隊員の逮捕を受けて、沖縄県議会は五月二六日の臨時議会で女性遺棄事件に対する抗議決議と意見書を可決し、在沖海兵隊撤退を県議会として初めて求めました。

この事件を契機に「基地あるがゆえの犯罪で許せない」等、米軍基地撤去を求める声も大きくなうねりになって拡がったのです。六月三日付琉球新報等の世論調査報道では沖縄の基地撤去が四二・九%、海兵隊の全面撤退は五二・七%、普天間基地の辺野古移設反対が八三・八%に上りました。

沖縄県議選挙は、安倍政権の「辺野古が唯一の解決策」・「日米地位協定の運用改善」では、なんら解決にならないとの県民の怒りが噴出した結果といえます。

(了)

緊急報告会 【二〇一六年五月一六日開催】

「沖縄県の宮古島で自衛隊配備に反対して立ち上がる人々」に参加して

多摩住民自治研究所事務局 松川 遥

米軍は二〇一六年三月三十一日現在、日

本国内で合計一二八の施設・基地を使用することが出来ます。その中には多摩地域ならば、多摩サービス補助施設や府中通信施設のような、米軍が独自に管理、使用するものから、横田飛行場のような自衛隊と米軍が共同使用するものも存在します。このように日本国内にも関わらず、特権的な施設基地の使用の裏付けとなっているのが、**日米地位協定**です。

この協定にもとづき国内一二八の基地の内、七九を米軍専用施設とし、四九を自衛隊との共同使用施設としています。平成二七年（二〇一五年）防衛白書からも「日米共同の取組」を発展・強化することなどが明示する新ガイドラインや、平成二六年度に実施された国内外での日米共同訓練の実績が読み取れます。これらの資料からも、日米の軍事一体化がこれからも推進される

ことは明らかです。それをふまえて宮古島の現状に目を向けます。

宮古島は琉球石灰岩と呼ばれる、何万年もかけてサンゴや貝殻などが堆積して作られた地層と島尻層泥岩（クチャ）と呼ばれる粘土状の地層で構成されています。琉球石灰岩は無数の気孔を含むため雨水は地表付近には溜まらず、粘土状の島尻層泥岩まで浸透し、そこで綺麗な地下水をため込みます。宮古島には大きな山もなく、前述の通り雨水は地下に浸透するため、川が出来ません。そのため、命の水である地下水を有効利用するために世界初の試みとして地下にダムを作りました。

そのため、島民の環境意識は高く、地下ダムの資料館を作り展示に力をいれたり、宮古島市地下水保全条例を作り、宮古島市地下水審議会という専門家を含む独自の協

議会を設立しました。地下水に関わる事であれば、さまざまな場面で市長は協議会の意見を聴かなければならないと明記されています。

そんな中、宮古島の「旧大福牧場」と「千代田カントリークラブ」を駐屯地の候補とした、新たな陸上自衛隊配備計画が立ち上がりました。これは宮古島に対空・対艦ミサイルとその警備をする八〇〇人規模の部隊を配備する計画です。候補地の中でも特に「旧大福牧場」は地下水流域と非常に近く、島民の猛反対を受けており計画修正を余儀なくされています。

ですが、「自衛隊基地配備反対」と「地下水汚染反対」には込められたメッセージが違います。

現在宮古島には航空自衛隊の宮古島分屯基地として、最南端かつ最西端のレーダー基地が存在します。この基地に配備された

自衛隊員達は、宮古島に骨を埋める覚悟を持ち、宮古で結婚して、家庭を作ります。島の行事にも参加して、税金も納めます。米軍基地を作る事に比べ、感情的に受け入れやすい事は確かです。同時に基地を受け入れる事で国から受けられる補助金も当然無視できません。ただ反軍事を唱えるのではなく、基地に依存しない地域経済構造を考える必要があります。

住民が自立した経済を持たなければ、人々は根付きません。そのために宮古島は観光産業にシフトしつつあります。例えば計画が変更され、最新技術によって地下水脈への影響は考えられず、自然に優しい自衛隊基地が成立したとしても、その基地が「日米共同の取り組み」の足掛かりとなり、宮古島が火種を抱える事になりかねません。そうなれば、観光で島の活性化どころか軍事的緊張ばかりが高まります。

同じ構造は宮古島だけでなく、沖縄全体で考える必要があります。もし政権交代が行われ安保関連法が撤回されて、徐々に米軍基地が返還されても、基地経済からの独立が出来なければ、その土地が自衛隊の基地に日本国民の税金を使って立てなおされ、

それを米軍が共同使用するのであれば、意味がありません。

六月一九日には沖縄で新基地への反対と、米軍属による女性暴行殺人事件に抗議する県民集会が開かれました。この暴行事件の背後にも、日米地位協定によって、日本の警察が満足に捜査できない現実があります。

沖縄がそして日本が真の意味で自己決定をするために、問題はまだまだ無くなりません(了)

在日米軍施設・区域(専用施設)都道府県別面積

平成28年3月31日現在

都道府県名	面積	全体面積に占める割合
北海道	4,274 千㎡	1.41%
青森県	23,743 千㎡	7.82%
埼玉県	2,033 千㎡	0.67%
千葉県	2,095 千㎡	0.69%
東京都	13,207 千㎡	4.35%
神奈川県	14,744 千㎡	4.85%
静岡県	1,205 千㎡	0.40%
京都府	35 千㎡	0.01%
広島県	3,539 千㎡	1.17%
山口県	7,914 千㎡	2.61%
福岡県	23 千㎡	0.01%
長崎県	4,686 千㎡	1.54%
沖縄県	226,192 千㎡	74.48%
合計	303,690 千㎡	100.00%

注:1 日米地位協定第2条第1項(a)に基づき、米軍が使用している施設・区域の面積である。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

防衛省ホームページより

http://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/us_sisetsu/index.html



4 チーちゃん、福沢先生にかみつ

神子島 健
(かごしま・たけし)

vol. 37

あ る日の夕方、吾輩は多摩の事務所近くのいつもの公園で、チーちゃん、クロスケとごろにゃんとくつろいでいた。わきの歩道から人間の足音がしてきた。

聞き覚えがある音だと思ったら、『緑の風』の編集委員の坊主頭が、トボトボ歩いてきた。吾々のところは茂みの陰の死角で、ヤツは吾輩が聞いていたとも知らず、「どうしたもんじゃろの〜」と独りごちながら通り過ぎた。

「あのしよぼくれたひと、タマちゃんとの研究所のオッサンやろ? どないしたん」とチーちゃん。「あれは、大したキヤパもないのに原稿やら色々引き受けて、バンクしそんで困ってるんだにゃ」

「ふーん。「どうしたもんじゃろの〜」なんて、『とと姉ちゃ

ん』四月からのNHKの朝ドラ、このセリフは同ドラマでよく出てくる)は人気あるんやなあ」「やつぱりチーちゃんは、その前の『あさが来た』が好きかい?」とクロスケ。

「そやね。でも今回主人公の高畑充希ちゃんは、前、大阪が舞台やった『ごちそうさん』(二〇一三―一四年)に出てたし、好きやね。愛嬌があつてええねん、あの子」

一呼吸おいて吾輩はこう指摘する。「最近の朝ドラの傾向としては、戦前を舞台として実在の人物をモデルとした作品が、高視聴率を取っているにゃー。現代ものやオリジナル脚本は苦戦しているようだにゃ」「ふーん」「例外としては『あまちゃん』が挙げられるが、これとて「ブーム」と言われた割に、視聴率はさほどでもな

かったにゃ」「なんでだす?」「お、久々に出た、「あさ」マネの京都弁」「クロちゃんうるさい」「あまちゃん」の重要なテーマに「アイドル」があり、かつ、宮藤官九郎作品らしく、

丁寧な説明を省いた目まぐるしい展開のところもあったにゃ」「つまり?」「朝に高視聴率を稼ぐには、家にいるリタイヤ組が落ち着いて見られる方がよさそうだが、『あまちゃん』はそういう感じじゃニヤかったな」「あ、確かに、若いノリやな」

「落ち着いて見られて、登場人物に視聴者が感情移入できると強いにゃ」「ふーん、登場人物への愛着が大事なん?」「それが毎日放映する強みだにゃ。その意味で、高畑さんみたい、あるドラマで人気となった脇役を、別のドラマで



『あまちゃん』の舞台の「北三陸市」のモデルとなった岩手県久慈市にて。

抜擢する、という戦略がある

わけだにゃ。失敗例もあるがにゃ〜「そやね」

「無名の新人ヒロインを見守る、という形で愛着を強めるパターンよりは、見知って実績のあるヒロインに出てきてもらおう、という傾向にシフトしているともいえるにゃ」「な

かそれ」

「あとは、時代背景としての戦時期の意味合いも、一九九十年ごろまでと比べて、だいぶ変わってきたにゃ。最近の作品では、戦争の悲惨な部分を切り取って、反戦的なメッセージを直接おり込むことでドラマチックな展開を作る、という感じがあるにゃ。例えば『ごちそうさん』で、主人公の息子が出征前に、母に戦争という時代への怒りの言葉を放つ。戦争はいわば「異化」の舞台装置だにゃ」

「前はそやなかったん？」「八十年代までだったら、視聴者の中心層は戦争体験を持っていた。ほとんどの人にとつて戦時期は、人生の転換点としての意

味を持った。戦争にほんろうされつつ、懸命に生きる登場人物は、視聴者の共感(同化)を生む装置の働きをしていたのではニヤいか」「へー、そうなんか」「これはあくまで吾輩の仮説で、話半分聞いてほしいにゃ」

「『とと姉ちゃん』も『あさが来た』も、女性の自立が重要なテーマやね」「現実が遅々として進まニヤいけど…。首相も「女性が輝く社会」とか言ってるにゃあ」「ネコから見ると、あんな白々しいことばに騙される日本人はアホやなホンマ。女性が生きにくい社会作ってきたんは自民党やないの?」「さすがチーちゃん、言いますにゃあ」

「そういえば、『あさが来た』には、女性教育を熱心に進める偉い人が出てたな」「成沢先生?」(日本女子大の創設者成瀬仁蔵がモデル)

「それとちゃう、もつと有名な人」「福沢諭吉かにゃ?」「ああ、そうそう。一万円札の人物を金八先生の人(武田鉄矢)が演じてたやん」

「確かに、あの時代、福沢が女性の教育を熱心に説いた意義は否定できニヤい。江戸時代の儒教的女子教育の書で、女性は家で父親や舅、夫に従うべしと説いた『女大学』(十八世紀初頭ごろ書かれた)を痛烈に批判しているにゃ」

「武田鉄矢さん、やりよるなあ」「ちよつと、福沢諭吉先生ですよ」とクロスケがチーちゃんに突っ込む。「冗談やろ、ホンマにせんとつてえや」「ボクんとこの家のおっちゃん、慶応大卒だからね、ボクも福沢先生についてはこだわるよ」

「福沢さんは『新女大学』という文章で、自分なりの女子教育論も書いているにゃ」「どんなことゆうてんの、それ?」「こんな部分がある。「我輩は夫人

の外出を妨げて之を止むるに得ず、寧ろ之を勧めて其活発ならんことを願う者なれども、子供養育の天職を忘れて浮かれ浮かるゝがごときは決してこれを許さず」「あれ、良妻賢母教育?」「確かに、これは女性に教育なんかいらんという時代を変えたかもしれニヤい。とはいえ、それが家庭において女性が母としての役割を担うための教育であった点も、しっかりと見ておく必要があるにゃー」「ドラマの中でも、福沢さんの話じゃないけど、女子大学を作ることへの嫌がらせに対して、保守的な男どもを納得させるために、よき母と

なるためにも教育が必要、みたいなことあさが言ってたでしよ。当時はそういう時代だったんだよ」とクロスケは福沢先生を擁護する。

「ドラマからは離れるけど、やはり福沢論吉で忘れてはニヤらないのは、『脱亜論』(一八八五年)だろう」「それ何なん?」「明治の近代化で欧米列強に追い付こうとする日本は、古い時代に取り残されたアジア諸国から「脱する」べきと宣言した議論だね。最後の段落にはこうあるにゃ。「西洋の文明国と進退を共にし、其支那朝鮮に接するの法も、隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、まさに西洋人が之に接するの風に從て処分すべきのみ」。いわば文明化を進める日本から中国・朝鮮を露骨に見下した文章だにゃ」

「えー、そんなやばいこというてた人なんや。けど、そんな人の顔、ようお札にのせてんな?」「いやいや、今の観点から当時を断罪しちゃダメだつて。当時は日本もそうしなきゃ生き残れなかったかもしれないんだ」とクロスケが割って入る。「何なんそれ、アホちゃう?」「言うねえ」と吾輩。

「断罪するな(否定しない)、ゆうことと、いまだに肖像掲げて持ち上げる(肯定する)こととは、まったく意味がちやうやんか。そらそやろ。明治時代に、女性に「よい母になるための教育」を受けさせるのが偉かった、ゆうんはわかるけど、今、その教育論掲げたら、いつの時代や、って話やんか」「ん」とクロスケ、分が悪い。「こんな人を二万円札の肖像に掲げて、みんな当たり前前に

過ごしてるこの国、大丈夫なん?」。このチーちゃんの投げかけ、どう見るかニヤ。七月の参院選は、この国の大きな分かれ目ともいえるが、チーちゃんのことからすれば、この国、夜はとつくに、しかも思いのほか、深い闇として来ているのかもしれないニヤいが、さて。

反論もあろう。ネコに反論なんてしてられニヤいという向きもあろうが、ご意見求むにゃ。

「よるが来た」(完)
「タマの風」はもちろん続きます。



ラオスで会った子ネコのルパくんなり。



会費改定（案）を全会一致で可決

―二〇一六年度多摩研総会を開催

上原元国立市長が記念講演



五月二十八日（土）、たましんR ISURUホール（立川市）で、二〇一六年度多摩住民自治研究所の総会を開催しました。

総会に先立ち行われた上原元国立市長が『国立市・景観訴訟』から問う住民自治のまちづくりと題して記念講演を行いました。総会では二〇一五年度活動報告案、同決算報告案、同監査報告案、また、二〇一六年度活動方針案、会費改定案、予算案について、審議し、可決・承認されました。

会費改定案については活発な質疑・討論を行った後、採決を行い、全会一致で可決されました。

会員の皆様には別途、会費改定について、会費請求書とご案内を同封しておりますので、ご確認ください。また、ご不明な点があれば、ご連絡ください。

◆会費改定の概略（詳細は会費請求書に同封したご案内をご覧ください）

◇定款上の会員の種類

種別	内容	新会費	議決権の有無
正会員	個人	12,000円	議決権あり
賛助会員	個人・団体	一口1,000円	議決権なし

◇会費改定後の正会員（個人）の会費と雑誌購読の関係

新会費 12,000円をお支払いいただくと、これまで通り、毎月、『住民と自治』及び『緑の風』をお送りいたします。

◇会費改定後の賛助会員（個人・団体）の会費と雑誌購読の関係

会費改定前		会費改定後	
旧会費 8,000円 （賛助会員）の方	『住民と自治』 + 『緑の風』	新会費 12,000円 （正会員）の方	『住民と自治』 + 『緑の風』
旧会費 6,000円 （賛助会員）の方		購読料 8,000円 （賛助会員）の方	『住民と自治』
旧会費 3,000円 （賛助会員）の方	『緑の風』	購読料 4,200円 （賛助会員）の方	『緑の風』



憲法・地方自治・民主主義で
地域・自治体に輝きを

神戸の写真提供：一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会

16夏
いま、憲法を守る政治を
取り戻すために学ぶ

みんなが先生 みんなが生徒

第58回 **自治体学校** in 神戸

2016年7月30日(土) ▶ 8月1日(月)

神戸芸術センター芸術劇場・神戸市外国語大学

お申込受付中！当日、現地お申込みでのご参加も可能です。

憲法・地方自治・民主主義で
地域・自治体に輝きを

第58回 **自治体学校** in 神戸

2016年7月30日(土) ▶ 8月1日(月) 神戸芸術センター芸術劇場・神戸市外国語大学

1日目 全体会 7月30日(土) 12:30~17:00 神戸芸術センター芸術劇場

- 記念講演 日本型人口減少社会と地域の再生—不安と混迷の時代をどう生きるのか
大阪市立大学名誉教授・自治体問題研究所前理事長 加茂利男
- パネルディスカッション
辺野古への新基地建設をめぐる争う国と沖縄県—憲法・地方自治から見ると、何が見えてくるのか

2日目 分科会・講座 7月31日(日) 9:30~16:00 神戸市外国語大学

分科会		講座	
1	社会保障解体の「工程表」と地域の運動課題	10	社会保障の基礎と当面する焦点を学ぶ
2	子どもの成長を保障する社会保障—保育・子どもの医療費・就学援助	11	「地方創生」政策下における自治体財政の実態と課題
3	脱原発と再生可能エネルギーの普及こそ進むべき道	12	憲法から診る地方自治/地方自治から診る憲法
4	東日本大震災5年—復興と減災の課題—	21	コウノトリ育む農法と話題の養父農業特区 (1泊2日)
5	ライフラインを守る—命の水と防災—	22	神戸港を巡り非核と防災を考える (日帰り)
6	地域循環型経済と地域づくり	23	淡路島の農業と人形浄瑠璃公演—野島断層を見る(日帰り)
7	公務の非正規化は住民サービスに何をもたらすか	①	「まち研交流会」—地域の今と未来を語り合いませんか
8	地方創生とコンパクトシティ、公共施設等再編整備計画	②	沖縄から届ける地方自治と平和の思い
9	地域コミュニティを守り発展させる「住民参加のまちづくり」	③	ワンポイントレッスン生活保護—住民の“生存権”を守るために、どう取り組むのか

3日目 全体会 8月1日(月) 9:30~11:45 神戸芸術センター芸術劇場

- 特別講演 自然災害からの復興と地域連携—防災政策から事前復興政策へ— 愛知大学 西堀喜久夫
- ★参加費 自治体問題研究所個人会員 14,000円/一般 16,000円

主催 第58回自治体学校実行委員会 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 自治体問題研究所内 TEL:03-3235-5941 FAX:03-3235-5933

詳しくは、案内リーフレットをご請求ください

財政研究会 次回学習会は一

2016年7月16日(土)

14:00~

場所: 多摩住民自治研究所

「多摩地域の長期財政計画を 比較・検討する」

報告者: 大和田 一紘



多摩住民自治研究所 5月の活動

- ・ 6日(金) 予算決算実務打合せ
- ・ 7日(土) 事業計画会議
- ・ 10日(火)・11日(水)
第25回 議員の学校
- ・ 13日(金) 会計監査
- ・ 14日(土) 第1回 理事会
- ・ 15日(日)・16日(月)
財政分析基礎講座
- ・ 16日(月) 緊急報告会
「沖縄県の宮古島で自衛隊配備に
反対して立ち上がる人々」
- ・ 17日(火) 総会議案書発送等
- ・ 18日(水) 『緑の風』編集委員会
- ・ 20日(金) 多摩研HP更新
- ・ 28日(土) 総会

❖ 根本から考え、ゆたかに議論し、実践的展望を拓く2日間

多摩研 第1回地方自治ゼミナール 日本国憲法の地方自治とその実現への道

講師 池上 洋通 (自治体問題研究所理事・主任研究員)

◇日時 2016年8月19日(金)13時~20日(土)16時

◇会場 たましん RISURU ホール JR 中央線立川駅南口徒歩13分

◇定員 30名(先着順)

◇参加費 25,000円(宿泊・交流会費各自負担)

◇プログラム

講義Ⅰ 日本国憲法の地方自治原則とその現実

講義Ⅱ 世界と日本の経済・社会の現実に向き合う

講義Ⅲ 参議院議員選挙の結果は何を示しているか

講義Ⅳ 国勢調査の結果から見る一人人口問題の考え方と地域社会の展望

講義Ⅴ 総括講義/地域社会から組み立てる自治体の実践的な展望



❖ このゼミナールは、これまでの多摩研「議員の学校」に参加された皆さんに呼びかけ、「日本国憲法の地方自治を実現すること」をベースにして、当面する情勢から、地方自治体の政策課題に至るまで、豊かに学び合うことを目的に開かれる新しいプログラムです。